

介護福祉士資格取得費用の助成事業

世田谷区では、介護人材の確保及び育成・定着を支援するため、介護福祉士の資格取得にかかった費用の助成事業を実施しています。



◆助成要件◆

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 平成28年度（平成29年1月実施）以降の介護福祉士国家試験に合格し、合格発表後3ヶ月以内に介護福祉士の資格登録を行い、介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- ② 資格登録後、6ヶ月以内に本紙添付の【別表】で定める区内事業所等に介護職員等として就労していること。
 - ※ 研修修了時、既に就労されている方（働きながら研修を受講した方）も対象です。
 - ※ 労働者派遣法により就労している方は対象になりません。
- ③ 資格登録後、②で就労した（している）区内事業所等で6ヶ月以上継続して就労中であること。
さらに、登録ヘルパーの方は、従事時間が180時間を超えていること。

◆申請の期限◆

上記の助成要件をすべて満たした日の翌月から3ヶ月以内が申請期限です。

（例）すべての助成要件を10月に満たした方の申請期限は翌年1月末日

※ 郵送の場合は、申請期限内に到着することが必要。

◆対象経費◆

助成対象となる経費は以下のとおりです。

- A) 介護福祉士受験対策講座の受講料（介護福祉士国家試験の合格を目指すための受験対策講座やセミナー、模擬試験などに要した経費）
- B) 介護福祉士国家試験受験手数料
- C) 介護福祉士資格登録手数料
- D) 介護技術講習料（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第22条第4項に規定する介護技術講習をいう。）

※介護福祉士実務者研修（介護福祉士の資格の取得に係る試験の受験資格の要件として修了が課せられた研修）の受講料は、当事業の助成対象外です。「介護福祉士実務者研修受講料助成事業」をご利用ください。

※登録免許税は当事業の助成対象外です。

◆助成金額◆

助成金額は、上記の対象経費A～Dの総額の9割（千円未満切捨て）ですが、上限額は以下のとおりです。

① 対象経費がA～Cの場合は、助成上限額は6万1千円です。

（例）対象経費が4万円の場合、助成金額は9割の3万6千円

対象経費が6万8千円を超える場合、助成金額は上限の6万1千円

② 対象経費がA～Dの場合は、助成金の上限額は11万5千円です。

（例）対象経費が8万円の場合、助成金額は9割の7万2千円

対象経費が12万8千円を超える場合、助成金額は上限の11万5千円

※ 助成金の総額は、平成31（2019）年度予算の範囲内となります。

◆申請に必要な書類◆

① 申請書（区のホームページからもダウンロードできます）

トップページ > くらしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報
> 介護研修に関する情報 > 平成30年度介護福祉士資格取得費用の助成事業

② 介護福祉士登録証の写し

③ 就労状況を証明する書類（申請書の就労証明欄を使用しても可）

④ 対象経費の領収書原本（宛名が申請者のものに限る）

⑤ 介護技術講習の修了証明書の写し（対象経費Dを申請される方のみ）

※クレジットカードで支払った場合には、クレジットカード契約証明書も併せてご提出ください。

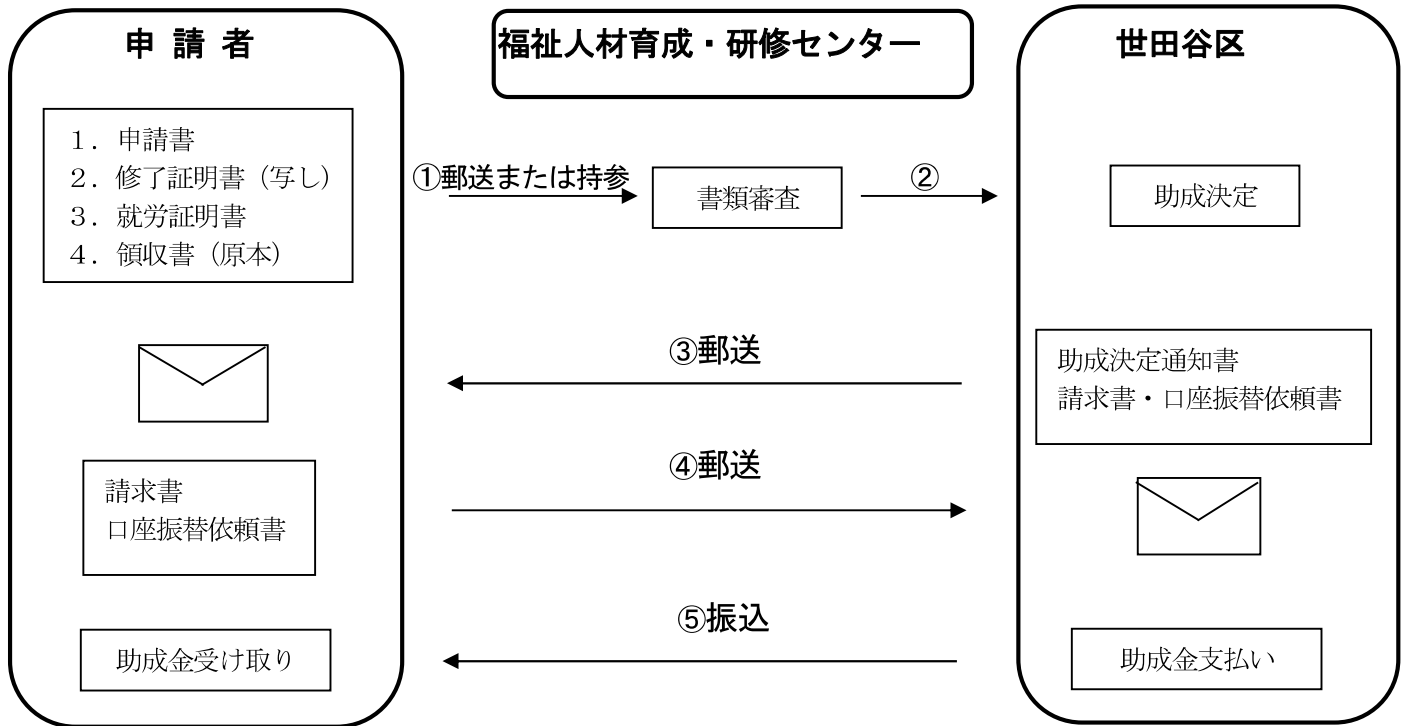
※他の研修や講座とセットで受講した場合は、金額の内訳がわかる書類もご提出ください。

講座等受講費用と受験手数料の領収書原本は必ず保管しておいてください！

◆注意事項◆

- ・ 申請書は、黒色ボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。
- ・ 申請書の印は、朱肉を使用する印鑑を使用してください（ネームスタンプ印不可）。
- ・ 申請書を訂正する場合は、二本線で抹消し申請印で訂正してください。
- ・ 国や東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同種の助成金等を受けた方は対象となりません。
- ・ 勤務先から受講料の一部が補助されている場合は、受講料からその額を控除します。

◆申請から助成金の受け取りまで◆



◆助成対象となる就労先の一覧◆

【別表】

●介護保険法

1	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
2	指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
3	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 ※2024年3月廃止 介護医療院
4	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
5	指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
6	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業の従前相当サービス （従来の介護予防訪問介護に相当） 第一号通所事業の従前相当サービス （従来の介護予防通所介護に相当）

●老人福祉法

7	老人福祉施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設
---	--------	---

●障害者総合支援法

8	障害福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助
---	----------	--

●児童福祉法

9	障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
10	児童福祉施設	障害児入所施設

< 問い合わせ・申し込み先 >

〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 成城 6 丁目事務所棟 1 階
世田谷区福祉人材育成・研修センター（月～金 8 時 30 分～17 時 15 分）
TEL 03-5429-3100 FAX 03-5429-3101
ホームページ <http://www.setagaya-jinzai.jp>

申請書記入時の注意事項

申請要件を満たした日の翌月から**3ヶ月以内**に、世田谷区福祉人材育成・研修センターへ郵送(到着日が申請受付日)または持参し申請。
世田谷区福祉人材育成・研修センター(住所:世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟1階 電話:03-5429-3100)

第1号様式(第4条関係)

申請日 平成31年 11月 10日

世田谷区長 あて

世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付申請書

世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	申請	住所	〒123-4567 東京都世田谷区世田谷〇-〇-〇		生年月日	昭和63年1月1日(31歳)	
		氏名	世田谷 太郎 ㊟		電話番号	日中に連絡できる電話番号 080-1234-5678	
申請者記入欄	申請する経費の内訳(印)	○	介護福祉士受験対策講座受講料(講座、セミナー、模擬試験等)		・講座実施事業者名(株式会社 〇〇〇〇〇) ・受講料(総額) 30,000 円		
		○	介護福祉士国家試験受験手数料		・受験手数料 15,300 円		
		○	介護福祉士資格登録手数料		・登録手数料 3,320 円		
		○	介護技術講習の受講料		・講習実施事業者名() ・受講料 円		
欄		勤務先からの助成額				0 円	
	申立事項等	私は、この助成を受けるにあたり、国、東京都、公益団体等で実施されている他の類似の助成を受けていないことをここに申し添えます。 署名 世田谷 太郎 ㊟					

印は朱肉を使用するタイプを使用。
ネームスタンプ(シャチハタ)印不可。

※申請者記入欄の訂正をした場合は、ここに押した印と同じ印を訂正印として押印。

登録免許税は含まない

「介護福祉士実務者研修」は介護技術講習には含まない。

領収書の額を記入
※申請者あての領収書を添付する。

事業所記入欄	就労状況等	勤務先	名称	〇〇〇〇ホーム		電話番号		
			所在地	世田谷区砦 〇-〇-〇		03-1234-5678		
		雇用形態(該当に○印)	常勤・非常勤・臨時(パート)・登録ヘルパー・その他()					
		登録ヘルパーのみ記入	介護福祉士として登録後、登録ヘルパーとしての登録期間が6ヶ月を超え、かつ従事時間が180時間を超えた日を記入 年 月 日					
	(就労証明書)	申請者は、平成27年4月1日付で当事業所に採用(登録)し、現在、当事業所の介護職員である(登録している)ことを証明する。 平成31年 11月 1日						
所在地		世田谷区砦 〇-〇-〇						
事業所名		〇〇〇〇ホーム						
代表者名		世田谷 花子 ㊟(社印または代表者印)						

勤務先の長(事業所長や施設長など)、または運営法人の代表者など就労を証明できる方が記入・押印する。(私印可)

朱肉を使用するタイプの印を使用。

※事業所記入欄の訂正をした場合は、ここに押した印と同じ印を訂正印として押印。

記入不要

受付記入欄	世田谷区福祉人材育成・研修センター処理欄			世田谷区処理欄	
	受付年月日	確認者	提出書類確認	受付年月日	助成対象経費
			申請書(内容確認) []		円
			登録証(写) []		助成決定金額
			領収書原本 []		円
					備考
	備考				

第 1 号様式（第 4 条関係）

申請日 年 月 日

世田谷区長 あて

世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付申請書

世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

申請者記入欄	申請者	住所	〒		生年月日	年 月 日（ 歳）
		氏名	⑩		電話番号	日中に連絡できる電話番号 - -
	申請する経費の内訳（該当する経費に○印）	☐	介護福祉士受験対策講座受講料（講座、セミナー、模擬試験等）	・講座実施事業者名（ ） ・受講料（総額） 円		
		☐	介護福祉士国家試験受験手数料	・受験手数料 円		
		☐	介護福祉士資格登録手数料	・登録手数料 円		
		☐	介護技術講習の受講料	・講習実施事業者名（ ） ・受講料 円		
	勤務先からの助成額				円	
申立事項等	私は、この助成を受けるにあたり、国、東京都、公益団体等で実施されている他の類似の助成を受けていないことをここに申し添えます。 署名 ⑩					

事業所記入欄	就労状況等	勤務先	名称		電話番号
			所在地	世田谷区	- -
		雇用形態（該当に○印）	常勤 ・ 非常勤 ・ 臨時（パート） ・ 登録ヘルパー ・ その他（ ）		
	登録ヘルパーのみ記入	介護福祉士として登録後、登録ヘルパーとしての登録期間が6ヶ月を超え、かつ従事時間が180時間を超えた日を記入 年 月 日			
	勤務先証明書（就労証明書）	申請者は、 年 月 日付で当事業所に採用（登録）し、現在、当事業所の介護職員である（登録している）ことを証明する。 年 月 日 所在地 事業所名 代表者名 ⑩（社印または代表者印）			

受付記入欄	世田谷区福祉人材育成・研修センター処理欄			世田谷区処理欄	
	受付年月日	確認者	提出書類確認	受付年月日	助成対象経費
			申請書（内容確認）〔 〕		円
			登録証（写）〔 〕		助成決定金額
			領収書原本〔 〕		円
					備考
	備考				